

平成十一年政令第百九十三号

海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令

内閣は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海岸法第三十七条の二第一項の海岸は、東京都小笠原村沖ノ島島の海岸とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。